

2. 長崎県有機農業推進計画の概要

(平成22年7月策定)

I 本県有機農業推進計画の策定について

- ・有機農業とは①化学肥料や農薬を使用しない、②遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とした、環境への負荷をできる限り少なくした農業生産方法。
- ・本計画は、「有機農業の推進に関する法律」並びに「有機農業の推進に関する基本的な方針」に即し、おおむね5年間を対象に本県における有機農業推進の基本的な考え方や施策の展開方向等を示したもの。

II 本県有機農業の現状と課題について

【現状】

- ・有機農業の取組者は225名で県全体の農業者の0.5%、作付面積は77haで県全体の作付面積の0.2%。
- ・流通形態は、有機農業者と消費者・消費者団体などが直接結びついた形態。
- ・消費者の有機農産物への関心は高く購買志向があるが、有機農産物の流通量は、0.19% (H19農林水産省調)と少ない。

【課題】

- ・有機農業に適した新しい技術の確立・市場や量販店における取扱量の拡大・消費者への啓発・理解の促進

III 有機農業を推進するための基本的な考え方について

1 推進理念

有機農業を環境保全型農業推進の一翼を担うものとして位置付け、農業者などの自主性を十分尊重しながら推進。

2 推進方向

- ・第1段階(当初5年間):本格的な有機農業推進のための条件整備期間として、推進体制整備や担い手の確保を推進。
- ・第2段階:有機農業の普及拡大、有機JASの普及拡大。

IV 有機農業推進に関する重点目標について

表-1 有機農業推進の重点目標

項目	現状(H20)	5年後	10年後
有機栽培農家の割合 (%)	0.5	1	2
有機農業者ネットワークの樹立 (組織)	0	1	1
市町における有機農業の推進体制の整備(市町)	2	11	21
有機農業の趣旨を理解している消費者 (%)	-	50	-

V 有機農業推進のための施策の展開方向

1 生産対策

- ・安定的な品質や収量の確保など農業経営として成り立つための有機農業を指導する指導員の育成や技術の開発・普及等。

2 流通・販売対策

- ・有機農業者ネットワークの構築、流通販売関係者との意見交換の実施、学校給食や病院食での活用等。

3 県民の理解や関心の増進対策

- ・有機農産物の流通・消費に関わり、消費者に十分説明できる人材の育成、各種媒体を活用した啓発活動等。

VI 有機農業の推進体制について

1 県の役割

- ・長崎県循環型農業推進検討会(仮称)を設置。
具体的な取組の検討、計画の進行管理。
- ・有機農業に関する情報収集・発信、技術の開発・普及。

2 有機農業者、その他関係団体の役割

- ・有機農業者ネットワーク等を通じた、自らの情報提供や生産・販売体制の強化、有機農業に係る技術の普及・平準化。

3 市町、農業団体等の役割

- ・地域協議会の設置・運営や有機農業者と消費者等との交流会の開催の支援等、地域段階における推進体制の整備。